

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、広島圏都市計画道路三・四・九三七号本通阿賀線を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

令和二年三月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画の種類及び名称

広島圏都市計画道路 三・四・九三七号 本通阿賀線

二 都市計画を変更する土地の区域

呉市長迫町、呉市上長迫町、呉市西鹿田一丁目、呉市西鹿田二丁目、呉市大字和庄町、
呉市大字阿賀町、呉市阿賀中央一丁目

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県土木建築局都市計画課、呉市都市部都市計画課、呉市阿賀市民センター

四 縦覧期間

令和二年三月十二日から令和二年三月二十六日まで